

外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について

(ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置及び
ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)

令和6年4月5日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部

対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施。

輸出等禁止措置

軍事転用可能な品目の輸出禁止

（1）国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む）

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

（2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（ベラルーシ含む）

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

（3）化学・生物兵器関連物品等

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

（4）先端的な物品等

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

産業基盤関連品目輸出禁止

（5）産業基盤強化に資する物品

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車等 （※今回、自動車用エンジンオイル等164品目追加）

（6）石油精製用の装置等

ぜいたく品輸出禁止

（7）奢侈品（しゃし品）

※対象品目：酒類、宝飾品等

軍事関連団体向け輸出禁止

（8）ロシア・ベラルーシ・第三国の特定団体（軍事関連団体）

※対象団体
ロシア：国防省、ロシアの航空機メーカー等523団体（※3/1の閣議了解を踏まえ、外務告示により、29団体を追加）
ベラルーシ：27団体
第三国：アラブ首長国連邦2団体、アルメニア1団体、シリア1団体、ウズベキスタン2団体

輸入等禁止措置

（9）一部物品

※対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地とする場合、又は原産地とする場合）

輸出入禁止措置

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について

- ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、米EU等の主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、追加のロシア制裁として、外為法に基づき下記の措置を講ずることを3月1日に閣議了解。
- 今般、これを踏まえ、輸出貿易管理令を改正するとともに（4/5閣議決定）、経済産業省告示を改正する。

【3月1日に閣議了解した追加のロシア制裁措置】

1 ロシアの関係者等（12個人・7団体、1銀行）に対する資産凍結等（外務省告示 3/1施行）

本措置による資産凍結等の対象者は、計1248個人・団体（992個人・256 団体）、銀行14行。

2 ロシアの軍事関連団体等（29団体）への輸出等禁止（外務省告示 3/8施行）

3月8日から実施。本措置により、輸出等禁止措置の対象となるロシアの軍事関連団体は計523団体。

3 ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止（輸出貿易管理令 4/10公布、4/17施行）

自動車用エンジンオイル、リチウムイオン蓄電池等164品目についてロシア向けの輸出を禁止。

4 ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止（経済産業省告示 4/10公布、5/10施行）

船積地に関係なく、ロシアを原産地とする非工業用のダイヤモンドを輸入することを禁止。

※ 赤の囲み箇所が3/1に閣議了解した措置のうち、今回の改正により実施する措置。

**外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について
（ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置）**

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置**を導入する旨発表（3月1日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（4月5日閣議決定、4月10日公布、4月17日施行）。これに合わせて関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○追加対象品目（HSコード6桁により164品目を指定）

1 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう（HS 27類の一部）

（例）自動車用エンジンオイル

2 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物（HS 28類の一部）

（例）塩化水素、水酸化アルミニウム

3 プラスチック及びその製品（HS 39類の一部）

（例）ニトロセルロース

4 鉄鋼製品及びその部分品（HS 73類の一部）

（例）油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ

5 タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニウム及びレニウム並びにこれらの製品（HS 81類の一部）

（例）レニウムの塊、くず及び粉

6 卑金属製品（HS 82類の一部）

7 ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品（HS 84類の一部）

（例）グラインダー等電気式手工具、木材・コルク・硬質ゴム・硬質プラスチックを加工する機械

8 電気機器及びその部分品（HS 85類の一部）

（例）リチウムイオン蓄電池、ニッケル・水素蓄電池

9 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂(ろかい)船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム（HS 89類の一部）

10 光学機器、写真用機器、測定機器、検査機器、精密機器並びにこれらの部分品及び附属品（HS 90類の一部）

（例）マイクローム、サーモスタット

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

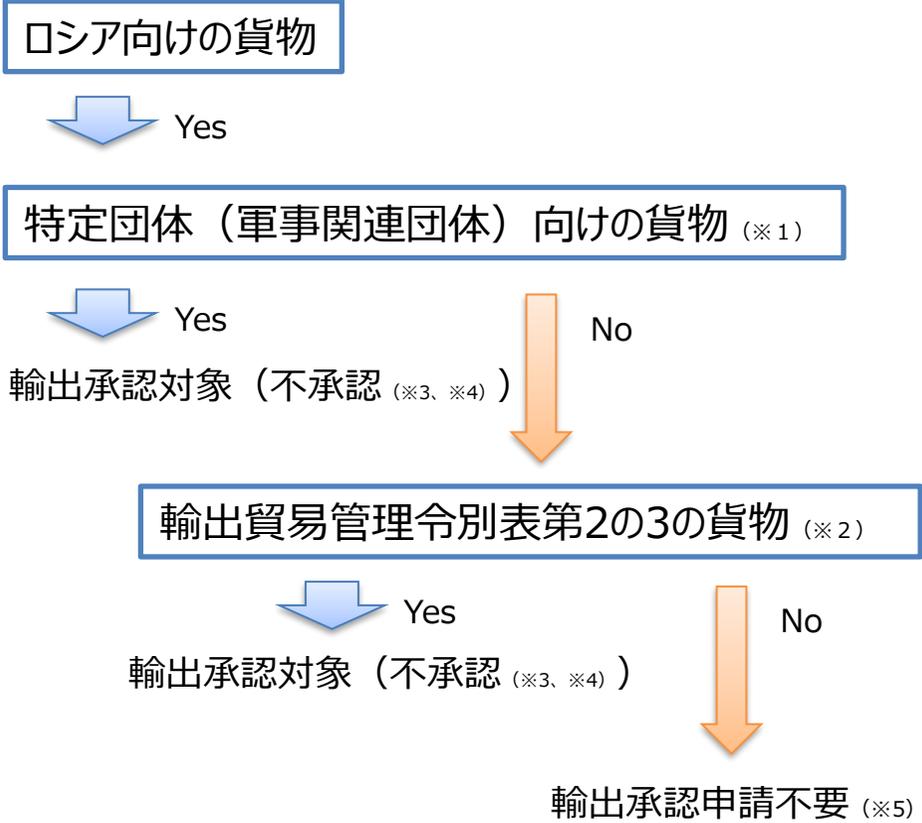
※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いづつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和6年4月17日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第二号の二 (1) ~ (48) : 新設・修正

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシアを仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.~9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英、韓国、ノルウェー、スイス

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤字は今回追加された品目）	
(1)	土石類及び石灰	(i) 粘土、アンダーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモット及びダイナスアース	2508.10、2508.30、2508.40、2508.50、2508.60、2508.70
		(ii) 白亜	2509.00
		(iii) けいそう土その他これに類するけい酸質の土	2512.00
		(iv) 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	2515.11、2515.12、2515.20
		(v) ドロマイト	2518.20
		(vi) 天然の炭酸マグネシウム	2519.10
		(vii) 天然石膏及び天然無水石膏	2520.10
		(viii) 石灰石その他の石灰質の岩石	2521.00
		(ix) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰	2522.10、2522.20、2522.30
		(x) 雲母及びそのくず	2525.10、2525.20、2525.30
		(xi) ステアタイト及びタルク	2526.10、2526.20
		(xii) キーゼル石及び瀉(しゃ)利塩	2530.20
(2)	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	(i) 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン	2701.11、2701.12、2701.19、2701.20、2702.10、2702.20、2703.00、2704.00
		(ii) キシロール	2707.30
		(iii) ピッチコークス	2708.20
		(iv) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品	2710.19
		(v) ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの	2712.10、2712.90
		(vi) 歴青質混合物	2715.00
(3)	無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物	(i) 水素、窒素、けい素、りん及び砒(ひ)素	2804.10、2804.30、2804.61、2804.70、2804.80
		(ii) 塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物	2806.10、2806.20、2811.29
		(iii) 二硫化炭素	2813.10
		(iv) 無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	2814.10、2814.20、2815.12、2818.30、2819.90、2820.10、2825.10
		(v) 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	2827.31、2827.35、2828.90、2829.11、2829.90、2832.20、2833.24、2833.30、2834.10、2836.30、2836.50、2839.90、2840.30、2841.50、2841.80
		(vi) コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素	2843.10、2843.29、2843.30、2847.00

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(4)	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	(i) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体	3201.10、3201.20、3201.90
		(ii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品	3202.10、3202.90
		(iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーキ顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品	3203.00、3204.90、3205.00、3206.41、3206.49
		(iv) ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物	3204.90
		(v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	3207.10、3207.20、3207.30、3207.40
		(vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	3208.10、3208.20、3208.90、3209.10、3209.90、3210.00
		(vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペースト状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	3212.90
		(viii) ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	3214.10、3214.90
		(ix) 印刷用インキ	3215.11、3215.19
(5)	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品	3403.11、3403.19、3403.91、3403.99	
(6)	変性でん粉及び膠着剤	(i) デキストリンその他の変性でん粉	3505.10
		(ii) 調製膠着剤その他の調製接着剤	3506.99
(7)	写真用又は映画用のプレート、フィルムその他の材料	3701.20、3701.91、3702.10、3702.31、3702.32、3702.39、3702.41、3702.42、3702.43、3702.44、3702.52、3702.53、3702.54、3702.55、3702.56、3702.96、3702.97、3702.98、3703.10、3703.20、3703.90、3705.00、3706.10、3706.90	

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(8)	(i) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	3801.20
	(ii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	3806.20
	(iii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	3807.00
	(iv) 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品	3809.10、3809.91、3809.92、3809.93
	(v) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	3810.10、3810.90
	(vi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤	3811.11、3811.19、3811.21、3811.29、3811.90
	(vii) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	3812.20
	(viii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	3813.00
	(ix) 有機の配合溶剤、配合シンナー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤	3814.00
	(x) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒	3815.11、3815.12、3815.19、3815.90
	(xi) 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品	3816.00
	(xii) 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	3817.00
	(xiii) 元素又は化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	3818.00
	(xiv) 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液	3819.00
	(xv) 調製不凍液及び調製解凍液	3820.00
	(xvi) トール油脂肪酸	3823.13
	(xvii) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化学品及び調製品	3824.81、3824.84、3824.99
	(xviii) 廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物	3825.90
	(xix) バイオディーゼル及びその混合物	3826.00
	(xx) メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	3827.90
(9)	(i) エチレン-アルファ-オレフィン共重合体	3901.40
	(ii) プロピレンその他のオレフィンの重合体	3902.20、3902.30、3902.90
	(iii) スチレンの重合体	3903.19、3903.90
	(iv) ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体	3904.10、3904.50

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(9)	プラスチック及び その製品	(v) 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体	3905.12、3905.19、3905.21、3905.29、3905.30、 3905.91、3905.99
		(vi) アクリル重合体	3906.10、3906.90
		(vii) ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル	3907.21、3907.40、3907.70、3907.91
		(viii) ポリアミド	3908.10、3908.90
		(ix) アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	3909.20、3909.39、3909.40、3909.50
		(x) セルロース及びその化学的誘導体	3912.11、3912.20、3912.90
		(xi) スチレンの重合体のくず	3915.20
		(xii) プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ	3917.10、3917.23、3917.31、3917.32、3917.33、 3920.10、3920.61、3920.69、3920.73、3920.91、 3921.19
		(xiii) プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ピデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	3922.90
(xiv) プラスチック製の戸及び窓、これらの枠並びに戸の敷居	3925.20		
(10)	ゴム及びその製品	(i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらのものと天然ゴム又は天然ガムとの混合物	4002.11、4002.19、4002.20、4002.31、4002.39、 4002.41、4002.49、4002.51、4002.59、4002.60、 4002.70、4002.80、4002.91、4002.99
		(ii) 配合ゴム	4005.10、4005.20、4005.91、4005.99
		(iii) ゴム製の板、シート及びストリップ	4006.10、4008.21
		(iv) ゴム製の管及びホース	4009.12、4009.41
		(v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング	4010.11、4010.12、4010.19、4010.31、4010.32、 4010.33、4010.34、4010.35、4010.36、4010.39
		(vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ	4011.20、4011.30
		(vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	4012.11、4012.12、4012.13、4012.19、4012.20、 4012.90
		(viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他のシール	4016.93
(11)	木材及びその製品	(i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板	4407.11、4407.12、4407.13、4407.14、4407.19、 4407.21、4407.22、4407.23、4407.25、4407.26、 4407.27、4407.28、4407.29、4407.91、4407.92、 4407.93、4407.94、4407.95、4407.96、4407.97、 4407.99、4408.10
		(ii) 木質の材料の繊維板	4411.13、4411.94
		(iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4412.10、4412.31、4412.33、4412.34、4412.39、 4412.41、4412.42、4412.49、4412.51、4412.52、 4412.59、4412.91、4412.92、4412.99
		(iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品	4416.00
		(v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル	4418.40、4418.79

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(12)	天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品	4503.10、4503.90、4504.10、4504.90	
(13)	木材パルプ、繊維素 繊維を原料とするその 他のパルプ及び古紙	(i) 機械木材パルプ	4701.00
		(ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ	4703.11、4703.19、4703.21、4703.29、4704.11、 4704.19、4704.21、4704.29
		(iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	4705.00
		(iv) 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	4706.10、4706.20、4706.30、4706.91、4706.92、 4706.93
		(v) 古紙	4707.10、4707.20、4707.30、4707.90
(14)	紙及び板紙並びに製 紙用パルプ、紙又は板 紙の製品	(i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及び せん孔テープ用紙	4802.20、4802.40、4802.58、4802.61
		(ii) クラフト紙及びクラフト板紙	4804.11、4804.19、4804.21、4804.29、4804.31、 4804.39、4804.41、4804.42、4804.49、4804.51、 4804.52、4804.59
		(iii) ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙	4805.11、4805.12、4805.19、4805.24、4805.25、 4805.30、4805.40、4805.50、4805.91、4805.92、 4805.93
		(iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	4806.10、4806.20、4806.30、4806.40
		(v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙	4807.00
		(vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙	4808.10、4808.40、4808.90
		(vii) カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙	4809.20、4809.90
		(viii) カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙	4810.13、4810.14、4810.19、4810.22、4810.29、 4810.31、4810.32、4810.39、4810.92、4810.99
		(ix) 塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形の シート状の紙、板紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ	4811.10、4811.51、4811.59、4811.60、4811.90
		(x) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	4814.90
		(xi) 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース	4819.20
		(xii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のポピン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類	4822.10、4822.90
		(xiii) 特定の大きさ又は形状に切った紙、板紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ並びに盆そ の他の製紙用パルプ、紙、板紙、セルローズウォッディング又はセルローズ繊維のウェブの製品	4823.20、4823.40、4823.61、4823.69、4823.70、 4823.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第2の3の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(15)	設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの	4906.00	
(16)	カードし、又はコムした羊毛、織獣毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並びに羊毛製又は織獣毛製の梳毛織物	5105.10、5105.21、5105.29、5105.31、5105.39、5105.40、5106.10、5106.20、5107.10、5107.20、5112.11、5112.19、5112.20、5112.30、5112.90	
(17)	綿及び綿織物	5205.11、5205.12、5205.13、5205.14、5205.15、5205.21、5205.22、5205.23、5205.24、5205.26、5205.27、5205.28、5205.31、5205.32、5205.33、5205.34、5205.35、5205.41、5205.42、5205.43、5205.44、5205.46、5205.47、5205.48、5206.42、5209.11、5211.11、5211.12、5211.19、5211.20、5211.31、5211.32、5211.39、5211.41、5211.42、5211.43、5211.49、5211.51、5211.52、5211.59	
(18)	コイヤーンその他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	5308.10、5308.20、5308.90	
(19)	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	(i) ポリプロピレンのマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	5402.63
		(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸	5403.10、5403.31、5403.32、5403.33、5403.39、5403.41、5403.42、5403.49
		(iii) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品	5404.11、5404.12、5404.19、5404.90
		(iv) 合成繊維の長繊維の糸の織物であつて、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合したもの	5407.30
(20)	人造繊維の短繊維及びその織物	(i) 合成繊維の長繊維のトウ	5501.11、5501.19、5501.20、5501.30、5501.40、5501.90
		(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	5502.10、5502.90
		(iii) 合成繊維の短繊維及びその織物	5503.11、5503.19、5503.20、5503.30、5503.40、5503.90、5506.10、5506.20、5506.30、5506.40、5506.90、5512.21、5512.99
		(iv) 再生繊維又は半合成繊維の短繊維及びこれらの織物	5504.90、5507.00、5516.11、5516.12、5516.13、5516.14、5516.21、5516.22、5516.23、5516.24、5516.31、5516.32、5516.33、5516.34、5516.41、5516.42、5516.43、5516.44、5516.91、5516.92、5516.93、5516.94
(21)	ウオッディング、特殊糸及びひも並びにこれらの製品	(i) 紡織用繊維のウオッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ	5601.29、5601.30
		(ii) ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し、又は被覆した紡織用繊維の糸及び合成繊維、再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品	5604.10、5604.90
		(iii) 金属を交えた糸	5605.00
		(iv) 結束用又は包装用のポリエチレン製又はポリプロピレン製のひも	5607.41
(22)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類	5801.27、5803.00、5806.40	

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(23)	染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層した 紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用 繊維製品	(i) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類であつてガム又はでん粉質の物質を塗布したものの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	5901.10、5901.90
		(ii) 紡織用繊維の壁面被覆材	5905.00
		(iii) 紡織用繊維製の芯、白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物	5908.00
		(iv) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製のベルト及びベルチング	5910.00
		(v) 紡織用繊維の物品又は製品であつて、針布に使用する種類のもの又は製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他の技術的用途に供するもの	5911.10、5911.31、5911.32、5911.40
(24)	メリヤス編物及びブクロセ編物	6001.99、6003.10、6003.20、6003.30、6003.40、6003.90、6005.36、6005.44、6006.10	
(25)	中古の衣類及び紡織用繊維の中古の物品	6309.00	
(26)	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	(i) 加工した石灰質の石	6802.92
		(ii) 天然石製のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	6804.23
		(iii) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたパーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品	6806.10、6806.20、6806.90
		(iv) アスファルトその他これに類する材料の製品	6807.10、6807.90
		(v) プラスター又はプラスターをもととした材料から成るボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品	6809.19
		(vi) 建築用又は土木建設用のセメント製、コンクリート製又は人造石製のプレハブ式の構築材	6810.91
		(vii) 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	6811.40、6811.81、6811.82、6811.89
		(viii) 石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品	6813.20、6813.81、6813.89
(ix) 加工した雲母及び雲母製品	6814.90		
(27)	陶磁製品	(i) れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品	6901.00
		(ii) 陶磁製の建設用れんが	6904.10
		(iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	6905.10、6905.90
		(iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	6906.00
		(v) 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル並びに仕上げ用の陶磁製品	6907.22、6907.40
		(vi) 農業に使用する種類の陶磁製のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類の陶磁製のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	6909.90
(28)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品	(i) ガラスの球、棒及び管	7002.10、7002.20、7002.31、7002.32、7002.39
		(ii) 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス	7003.12、7003.19、7003.20、7003.30
		(iii) 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス	7004.20、7004.90
		(iv) フロート板ガラス及び磨き板ガラス	7005.10、7005.21、7005.29、7005.30
		(v) 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス	7007.11、7007.29
		(vi) 電灯用のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品	7011.10

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(29)	(i) フェロバナジウム	7202.92
	(ii) 鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品、棒及び形鋼	7207.11、7207.12、7207.19、7207.20、7208.10、7208.25、7208.26、7208.27、7208.36、7208.37、7208.38、7208.39、7208.40、7208.51、7208.52、7208.53、7208.54、7208.90、7209.15、7209.16、7209.17、7209.18、7209.25、7209.26、7209.27、7209.28、7209.90、7210.11、7210.12、7210.20、7210.30、7210.41、7210.49、7210.50、7210.61、7210.69、7210.70、7210.90、7211.13、7211.14、7211.19、7211.23、7211.29、7211.90、7212.10、7212.20、7212.30、7212.40、7212.50、7212.60、7213.10、7213.20、7213.91、7213.99、7215.50、7216.10、7216.21、7216.22、7216.31、7216.32、7216.33、7216.40、7216.50、7216.61、7216.69、7216.91、7216.99、7228.80
	(iii) ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線	7218.10、7218.91、7218.99、7219.11、7219.12、7219.13、7219.14、7219.21、7219.22、7219.23、7219.24、7219.31、7219.32、7219.33、7219.34、7219.35、7219.90、7220.11、7220.12、7220.20、7220.90、7222.30、7224.10、7224.90、7225.11、7225.19、7225.30、7225.40、7225.50、7225.91、7225.92、7225.99、7226.11、7226.19、7226.20、7226.91、7226.92、7226.99、7228.10、7228.20、7228.30、7228.40、7228.50、7228.60、7228.70、7228.80、7229.90
(30)	(i) 溶接形鋼	7301.20
	(ii) 鉄鋼製の管及び中空の形材	7304.11、7304.19、7304.22、7304.23、7304.24、7304.29、7305.11、7305.12、7305.19、7305.20、7305.39、7306.11、7306.19、7306.50
	(iii) ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ	7307.22
	(iv) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7308.10、7308.20、7308.30、7308.40、7308.90
	(v) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器	7309.00
	(vi) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7310.10、7310.21、7310.29
	(vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	7311.00
	(viii) ステンレス鋼製の機械用ワイヤエンドレスバンド	7314.12
	(ix) 鉄鋼製のコッター及びコッターピン	7318.24
	(x) 鉄鋼製のコイルばね	7320.20
	(xi) 鉄鋼製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品	7322.90
	(xii) 鉄鋼製の浴槽	7324.29

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(31)	銅及びその製品	(i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ	7407.10、7407.21、7407.29、7408.11、7408.19、7408.21、7408.22、7408.29、7409.11、7409.19、7409.21、7409.29、7409.31、7409.39、7409.40、7409.90
		(ii) 銅合金製の管	7411.29
		(iii) 銅製の座金	7415.21
(32)	ニッケル及びその製品	(i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく	7505.11、7505.12、7505.21、7505.22、7506.10、7506.20
		(ii) ニッケル製の管及び管用継手	7507.11、7507.12、7507.20
		(iii) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他のニッケル製品	7508.10、7508.90
(33)	アルミニウム及びその製品	(i) アルミニウムの線	7605.11、7605.19、7605.21、7605.29
		(ii) アルミニウム合金の板、シート及びストリップ	7606.92
		(iii) 裏張りしたアルミニウムのはく	7607.20
		(iv) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7610.10、7610.90
		(v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器	7611.00
		(vi) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7612.10、7612.90
		(vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	7613.00
		(viii) アルミニウム製のくぎ、びょう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	7616.10
(34)	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	7804.11、7804.19、7804.20	
(35)	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	7905.00	
(36)	すずの塊、棒、形材及び線並びにすず製の管その他のすず製品	8001.10、8001.20、8003.00、8007.00	
(37)	タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニウム及びレニウム並びにこれらの製品	8101.10、8102.10、8102.94、8102.95、8102.96、8102.97、8102.99、8105.90、8109.21、8109.29、8109.31、8109.39、8109.91、8109.99、 8112.41、8112.49	
(38)	卑金属製品	(i) 帯のこぎりの卑金属製のブレード	8202.20
		(ii) 卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具	8205.59、8207.13、8207.19 、8207.60、 8207.90
		(iii) 機械用又は器具用の卑金属製のナイフ及び刃	8208.10、8208.20、8208.30、8208.40、8208.90
		(iv) 卑金属製の鍵及び自動車に使用する種類の錠	8301.20、8301.70
		(v) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これに類する物品	8302.30
		(vi) 卑金属製のフレキシブルチューブ	8307.10、8307.90
		(vii) 卑金属製の栓、蓋、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の付属品	8309.10、8309.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(39)	(i) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品	8402.11、8402.12、8402.19、8402.20、8402.90
	(ii) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品	8404.10、8404.20、8404.90
	(iii) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品	8405.10、8405.90
	(iv) 蒸気タービン及びその部分品	8406.10、8406.81、8406.82、8406.90
	(v) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品	8407.10、8407.21、8407.29、8408.10、8408.20、8408.90、8409.10、8409.99
	(vi) 液体タービン及び水車並びにこれらの部分品	8410.11、8410.12、8410.13、8410.90
	(vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品	8411.11、8411.12、8411.21、8411.22、8411.91
	(viii) 反動エンジン、液体原動機、気体原動機その他の原動機及びその部分品	8412.10、8412.21、8412.29、 8412.31 、8412.39、 8412.80 、 8412.90
	(ix) 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品	8413.11、8413.19、 8413.20 、8413.30、 8413.40 、8413.50、8413.60、 8413.70 、8413.81、 8413.82 、 8413.91 、 8413.92
	(x) 真空ポンプ及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品	8414.10、8414.90
	(xi) エアコンディショナー	8415.83
	(xii) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品	8416.10、8416.20、8416.30、8416.90
	(xiii) 炉及びその部分品	8417.10 、8417.20、 8417.80 、 8417.90
	(xiv) 冷蔵用又は冷凍用の機器	8418.69
	(xv) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品	8419.19、8419.40、8419.50、 8419.60 、8419.89、8419.90
	(xvi) カレンダーその他のロール機の部分品	8420.99
	(xvii) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品	8421.11、8421.12、8421.19、8421.21、8421.22、8421.23、8421.29、8421.31、8421.32、 8421.39 、8421.91、8421.99
	(xviii) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品	8424.89、8424.90
	(xix) ブーリータックル、ホイスト、ウインチ及びキャブスタン	8425.11、8425.31
	(xx) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品	8426.11、8426.12、8426.19、8426.20、8426.30、8426.41、8426.49、8426.91、8426.99、8431.41、8431.49
	(xx i) フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品	8427.10、8427.20、8427.90、8431.20
	(xx ii) 昇降機、コンベヤその他の持ち上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品	8428.20、8428.31、8428.32、8428.33、8428.39、8428.70、8428.90、8431.39
	(xx iii) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品	8429.11、8429.19、8429.20、8429.30、8429.40、8429.51、8429.52、8429.59、8431.41、8431.49
	(xx iv) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品	8430.10、 8430.20 、 8430.31 、8430.39、 8430.41 、 8430.49 、8430.50、 8430.61 、8430.69、8431.41、 8431.43 、8431.49

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(39) ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(xxv) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械	8439.10、8439.30
	(xxvi) 製本用機械の部分品	8440.90
	(xxvii) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械	8441.30
	(xxviii) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品	8442.40
	(xxix) 印刷機並びにその部分品及び付属品	8443.13、8443.15、8443.16、8443.17、8443.19、8443.91
	(xxx) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機、切断機及びこれらの補助機械並びにこれらの部分品及び付属品	8444.00、8448.11、8448.19
	(xxx i) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（これらの部分品及び付属品を含む。）並びにこれらの部分品及び付属品	8448.11、8448.19、8448.20、8448.31、8448.32、8448.33、8448.39、8448.42、8448.49、8448.51、8448.59
	(xxx ii) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品	8451.10、8451.29、8451.30、8451.90
	(xxx iii) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品	8453.10、8453.20、8453.80、8453.90
	(xxx iv) 転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機並びにこれらの部分品	8454.10、8454.20、8454.30、8454.90
	(xxx v) 金属圧延機及びそのロール	8455.22、8455.30
	(xxx vi) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズママークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び付属品	8456.11、8456.12、8456.20、8456.30、8456.40、8456.50、8456.90、8466.93
	(xxxvii) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの部分品及び付属品	8457.10、8457.20、8457.30、8466.93
	(xxxviii) 旋盤並びにその部分品及び付属品	8458.11、8458.19、8458.91、8458.99、8466.93
	(xxx ix) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び付属品	8459.10、8459.21、8459.29、8459.31、8459.39、8459.41、8459.49、8459.51、8459.59、8459.61、8459.69、8459.70、8466.93
	(xl) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び付属品	8460.12、8460.19、8460.22、8460.23、8460.24、8460.29、8460.31、8460.39、8460.40、8460.90、8466.93
	(xl i) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び付属品	8461.20、8461.30、8461.40、8461.50、8461.90、8466.93
	(xl ii) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び付属品	8462.11、8462.19、8462.22、8462.23、8462.24、8462.25、8462.26、8462.29、8462.32、8462.33、8462.39、8462.42、8462.49、8462.51、8462.59、8462.61、8462.62、8462.63、8462.69、8462.90、8466.94
(xl iii) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び付属品	8463.10、8463.20、8463.30、8463.90、8466.94	

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(39) ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(xliv) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び付属品	8464.10、8464.20、8464.90、8466.91
	(xlv) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び付属品	8465.10、8465.20、8465.91、8465.92、8465.93、8465.94、8465.95、8465.96、8465.99、8466.92
	(xlvi) 工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置	8466.10、8466.20、8466.30
	(xlvi) ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品	8467.11、8467.19、8467.21、8467.22、8467.29、8467.81、8467.89、8467.91、8467.92、8467.99
	(xlviii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品	8468.10、8468.20、8468.80、8468.90
	(xlix) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び付属品	8471.30、8471.41、8471.49、8471.50、8471.60、8471.70、8471.80、8471.90、8473.30、8473.50
	(l) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び付属品	8472.10、8472.30、8473.40、8473.50
	(li) 計算機、データを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械、会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械又は金銭登録機の部分品及び付属品	8473.21、8473.29、8473.50
	(lii) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉砕機、混合機、捏和(ねつか)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機並びにこれらの部分品	8474.10、8474.20、8474.31、8474.32、8474.39、8474.80、8474.90
	(liii) 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品	8475.10、8475.21、8475.29、8475.90
	(liv) ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品	8477.10、8477.20、8477.30、8477.40、8477.51、8477.59、8477.80、8477.90
	(lv) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品	8479.10、8479.30、8479.50、8479.81、8479.82、8479.89、8479.90
	(lvi) 金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型	8480.10、8480.20、8480.30、8480.41、8480.49、8480.50、8480.60、8480.71、8480.79
	(lvii) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁	8481.10、8481.20、8481.30、8481.40
	(lviii) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品	8482.10、8482.20、8482.30、8482.40、8482.50、8482.80、8482.91、8482.99
	(lix) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラースクリュー、弾み車、プリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品	8483.10、8483.20、8483.30、8483.40、8483.50、8483.60、8483.90
	(lx) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	8484.10、8484.20、8484.90
	(lxi) 積層造形用の機械及びその部分品	8485.10、8485.20、8485.30、8485.80、8485.90
	(lxii) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び付属品	8486.10、8486.20、8486.30、8486.40、8486.90
	(lxiii) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品	8487.10、8487.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第2 の3 の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤字は今回追加された品目）	
(40)	電気機器及びその部分品	(i) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品	8501.10、8501.20、8501.31、 8501.32 、8501.33、 8501.34 、 8501.40 、 8501.51 、 8501.52 、8501.53、8501.61、8501.62、8501.63、8501.64、 8501.71 、 8501.72 、 8501.80 、8502.11、8502.12、8502.13、8502.20、8502.31、8502.39、8502.40、8503.00
		(ii) トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品	8504.10 、 8504.21 、 8504.22 、 8504.23 、 8504.31 、8504.32、8504.33、8504.34、8504.40、 8504.50 、 8504.90
		(iii) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、プレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品	8505.11、8505.19、8505.20、8505.90
		(iv) 一次電池及びその部分品	8506.10 、 8506.30 、 8506.40 、 8506.50 、8506.60、 8506.80 、8506.90
		(v) 蓄電池及びその部分品	8507.10、8507.20、8507.30、 8507.50 、 8507.60 、 8507.80 、 8507.90
		(vi) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品	8511.10、8511.20、8511.30、8511.40、8511.50、8511.80、8511.90
		(vii) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品	8512.20、8512.90
		(viii) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品	8514.11、8514.19、8514.20、8514.31、8514.32、8514.39、8514.40、8514.90
		(ix) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品	8515.11、8515.19、8515.21、8515.29、 8515.31 、 8515.39 、 8515.80 、 8515.90
		(x) 電熱用抵抗体	8516.80
		(xi) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品	8517.61、8517.62、8517.69、8517.71、8517.79
		(xii) 不揮発性半導体記憶装置	8523.51
		(xiii) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品	8525.50、8525.60、8525.81、8525.82、8525.83、8525.89、8529.10、8529.90
		(xiv) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分品	8526.10 、 8526.91 、 8526.92 、 8529.10 、 8529.90
		(xv) ラジオ放送用受信機及びその部分品	8527.21、8529.10、8529.90
		(xvi) モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部分品	8528.49、8529.10、8529.90
		(xvii) フラットパネルディスプレイモジュールの部分品	8529.10、8529.90
		(xviii) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品	8530.10、8530.80、8530.90
		(xix) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品	8532.10、8532.21、 8532.22 、8532.24、8532.29、8532.30、8532.90
		(xx) 電気抵抗器及びその部分品	8533.21 、8533.29、 8533.40 、8533.90
		(xx i) 印刷回路	8534.00
		(xx ii) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品	8535.10、8535.21、8535.29、8535.30、8535.40、8535.90、8536.41、 8536.49 、8536.50、8536.69、8536.90、8538.90
		(xx iii) 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品	8537.10、8538.10、8538.90
		(xx iv) フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源	8539.29、8539.39、8539.41、8539.51、8539.52

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第2 の3 の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
(40)	(xxv) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品	8540.11、8540.12、8540.20、8540.40、8540.60、8540.71、8540.79、8540.81、8540.89、8540.91、8540.99
	(xxvi) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品	8541.10、8541.21、8541.29、8541.30、8541.41、8541.42、8541.43、8541.49、8541.51、8541.59、8541.60、8541.90
	(xxvii) 集積回路及びその部分品	8542.31、8542.32、8542.33、8542.39、8542.90
	(xxviii) 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器	8543.10、8543.20、8543.30
	(xxix) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）	8544.11、8544.30、8544.49、8544.60、8544.70
	(xxx) 炭素ブラシ	8545.20
	(xxx i) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	8547.10、8547.20、8547.90
	(xxx ii) 機器の電気式部分品	8548.00
(41)	(xxx iii) 電気電子機器のくず	8549.11、8549.12、8549.13、8549.14、8549.19、8549.21、8549.29、8549.31、8549.39、8549.91、8549.99
	(i) 鉄道用機関車及び炭水車	8602.10、8602.90
	(ii) 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両	8604.00
(42)	(iii) 鉄道用又は軌道用の貨車	8606.10、8606.30、8606.91、8606.92、8606.99
	(i) セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクター	8701.21、8701.22、8701.23、8701.24、8701.30
	(ii) 乗用自動車その他の自動車	8703.10、8703.24、8703.33、8703.40、8703.50、8703.60、8703.70、8703.80、8703.90 8703.23、8703.32のうち、シリンダー容積が1,900ccを超えるもの
	(iii) 貨物自動車	8704.10、8704.22、8704.23、8704.31、8704.32、8704.41、8704.42、8704.43、8704.51、8704.52、8704.60、8704.90 8704.21のうち、シリンダー容積が1,900ccを超えるもの
	(iv) 特殊用途自動車	8705.10、8705.20、8705.30、8705.40、8705.90
	(v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品	8709.90
(43)	(vi) トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品	8716.20、8716.39、8716.90
	(i) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品	8801.00、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90
	(ii) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	8802.11、8802.12、8802.20、8802.30、8802.40、8802.60、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90
	(iii) 落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	8804.00
	(iv) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	8805.10、8805.21、8805.29
(43)	(v) 無人航空機及びその部分品	8806.10、8806.21、8806.22、8806.23、8806.24、8806.29、8806.91、8806.92、8806.93、8806.94、8806.99、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第2 の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
(44)	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂(ろかい)船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	8903.11、8903.12、8903.19、8903.21、8903.22、8903.23、8903.31、8903.32、8903.33、8903.93、8903.99、 8905.20、8905.90	
(45)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	(i) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル	9001.10
		(ii) 対物レンズ	9002.11、9002.19
		(iii) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び付属品	9005.10、9005.80、9005.90
		(iv) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	9006.30
		(v) 映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び付属品	9007.10、9007.20、9007.91、9007.92
		(vi) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び付属品	9010.10、9010.50、9010.60、9010.90
		(vii) レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び付属品	9013.10、 9013.20 、9013.80、 9013.90
		(viii) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び付属品	9014.10、9014.20、9014.80、9014.90
		(ix) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び付属品	9015.10、9015.20、9015.30、9015.40、9015.80、9015.90
		(x) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機並びにその部分品及び付属	9024.10、9024.80、9024.90
		(xi) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計並びにこれらを組み合わせた物品並びにこれらの部分品及び付属品	9025.19、9025.90
		(xii) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	9026.10、9026.20、9026.80、9026.90
		(xiii) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びマイクローム並びにこれらの部分品及び付属品	9027.10、 9027.20、9027.30 、9027.50、9027.81、9027.89、 9027.90
		(xiv) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び付属品	9029.10、9029.20、9029.90
		(xv) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	9030.10 、9030.20、 9030.31 、9030.32、 9030.33 、9030.39、9030.40、9030.82、 9030.84 、9030.89、 9030.90
		(xvi) 釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び付属品	9031.10、9031.20、9031.41、9031.49、9031.80、9031.90
		(xvii) サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器	9032.10 、9032.81
(46)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物	(i) 航空機又は自動車に使用する種類の腰掛け	9401.10、9401.20
		(ii) 事務所において使用する種類の木製家具	9403.30
		(iii) プレハブ建築物	9406.10、9406.20、9406.90
(47)	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル	9503.00	
(48)	雑品及びその部分品	(i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク	9606.10、9606.21、9606.22、9606.29、9606.30
		(ii) ペン先及びニブポイント	9608.91
		(iii) インキパッド	9612.20

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（3月1日告示公布、3月8日施行）

- 495 株式会社カラシニコフ・コンツェルン（別称、コンツェルン・カラシニコフ、公開株式会社イジェフスク機械製造工場、イジュマシュ R&D センター、株式会社 NPO イジュマシュ、公開株式会社 NPO イジュマシュ、公開株式会社カラシニコフ・コンツェルン、公開株式会社イジュマシュ及び株式会社学術生産団体イジュマシュ）
- 496 株式会社コンツェルン・アルマズ・アンティ（別称、株式会社アルマズ・アンティ航空宇宙防衛会社、アルマズ・アンティ社、アルマズ・アンティ防衛会社、アルマズ・アンティ株式会社及び公開株式会社コンツェルン PVOアルマズ・アンティ）
- 497 公開株式会社 NPO バザルト（別称、連邦国家単一企業国立学術生産企業バザルト、FSUE SRPE バザルト及び国立学術生産企業バザルト）
- 498 公開株式会社アヴィアドヴィガチェリ（別称、AVID 及び統一エンジン会社アヴィアドヴィガチェリ株式会社）
- 499 統一造船会社（別称、公開株式会社統一造船会社、株式会社統一造船会社及び OSK 公開株式会社）
- 500 ウラルワゴンザヴォド（別称、学術生産企業ウラルワゴンザヴォド公開株式会社、ウラルワゴンザヴォド社及び UVZ）
- 501 株式会社自動操作油圧技術中央科学研究所（別称、株式会社 TsNIIAG、自動操作油圧技術中央科学研究所、連邦学術生産センター自動操作油圧中央科学研究所、CNIIAG 及び TsNIIAG）
- 502 株式会社コンツェルン学術生産団体アヴロラ（別称、アヴロラ・システムズ、株式会社アヴロラ、コンツェルン学術生産団体アヴロラ、コンツェルン研究生産団体アヴロラ、NPO アヴロラ及び公開株式会社コンツェルン NPOアヴロラ）
- 503 株式会社エレコン工場（別称、エレコン工場、エレコン及び公開株式会社エレコン工場）
- 504 株式会社ティホミロフ機器設計科学研究所（別称、V.V.ティホミロフ名称公開株式会社機器製造科学研究所、株式会社 NIIP、機器設計科学研究所及び株式会社 V.ティホミロフ機器設計科学研究所）
- 505 株式会社学術生産団体インパルス（別称、株式会社 NPO インパルス、株式会社 SPA インパルス及び NPO インパルス）
- 506 株式会社学術生産団体ロシア基本情報技術（別称、株式会社 NPO ルスビテク、株式会社研究生産協会ルスビテク、RPA ルスビテク及びルスビテク）
- 507 株式会社ラテプ（別称、公開株式会社ラテプ及びラテプ）

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（3月1日告示公布、3月8日施行）

- 508 株式会社 A.E.ヌデルマン名称高精度工学設計局（別称、株式会社 A.E.ヌデルマン名称 KB トチマシユ、株式会社精密機械製造設計局ヌデルマン、KBトチマシユ、ヌデルマン精密機械製造設計局及びトチマシユ）
- 509 株式会社アングストレム
- 510 株式会社実験設計局ノヴァトル（別称、ノヴァトル設計局及び株式会社 OKBノヴァトル）
- 511 株式会社ネフスコエ設計局（別称、株式会社ネフスコエ PKB、株式会社ネフスコエ計画製造局、公共株式会社ネフスコエ設計局、ネフスコエ設計製造事務所、ネフスキー設計局、NPKB 及びネヴァ設計局）
- 512 ネヴァ・エレクトロニカ
- 513 FSUE FNPC ニジゴロド放射線技術科学研究所（NNIIRT）
- 514 ザラ・アエロ・グループ（別称、イーレベル航空システムズ、CST、CST 有限会社、TsST 有限会社、ザラ、ザラ・アエロ、ザラ・アエロ・グループ無人システム及びザラ・アエロ・グループ有限会社）
- 515 グラント・インストルメント
- 516 ストレロイ
- 517 アエロスキャン有限会社（別称、アエロスキャン）
- 518 アルファコンポネント（別称、有限会社アルファコンポネント）
- 519 ビク・インフォーム有限会社
- 520 スペル有限会社
- 521 スペツテクノトレイド有限会社
- 522 STC オリオン有限会社（別称、有限会社 NTTs オリオン及び有限会社科学技術センター・オリオン）
- 523 技術センター・ウィンデク有限会社（別称、有限会社技術センター・ヴァインデク及び TC ウインデク）

**外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について
(ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)**

外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について (ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、**ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置**を導入する旨発表（3月1日閣議了解）。
- 今般、外為法第52条・輸入貿易管理令第3条に基づき、経済産業省告示を改正し（**4月10日公布、5月10日施行**）、同令第4条に基づく輸入承認の対象とすることにより、上記に関する輸入禁止措置を実施。

○輸入禁止の対象となる品目 **計3品目**（数字は関税率表番号）

ロシアを原産地とする下記の品目のうち、**1個あたりの重量が1カラット以上のも**

- **7102.10**（選別してないもの）
- **7102.31**（工業用以外のものであって、加工してないもの及び単にひき、クリーブ※し又はブルーチ※したもの）
- **7102.39**（工業用以外のものであって、その他のもの）

※クリーブ:原石を2個以上に分割 ブルーチ:角を削り丸に近づける

注意:ロシアを原産地とする上記品目のうち、**1個あたりの重量が1カラット未満のものを輸入する場合は、経済産業大臣の確認書が必要**（P28参照）

外国為替及び外国貿易法等 (関連条文抜粋)

○外国為替及び外国貿易法

(輸入の承認)

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○輸入貿易管理令

(輸入に関する事項の公表)

第三条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。(略)

(輸入の承認)

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。
- 三 (略)

注意点・補足点（1/2）

今回の措置につきまして、既契約についての経過措置や個人的使用に供せられる輸入等に関する注意点がございますので、輸入を行う際にはご確認ください。

（施行前に輸入契約を行っている場合の経過措置について）

- 告示の施行前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入については、施行の日から起算して3ヶ月の間（令和6年5月10日から8月9日まで）は輸入承認対象（輸入禁止）とはなりません。なお、この場合、輸入申告時に税関から契約書等の書類の提示を求められる場合がございます。

（経済産業大臣の確認書の交付について）

- ロシアを原産地とする非工業ダイヤモンド（関税率表番号：7102.10、7102.31及び7102.39）のうち、1個あたりの重量が1カラット未満のものを輸入する場合は、**経済産業大臣の確認書が必要**となりますので、**製造産業局生活製品課**にお問い合わせください。

※確認書がない場合、輸入することはできません。

【参考】「ダイヤモンドの輸入に際して事業者が取り組むべき内容に関する指針」について

今回の外為法に基づくロシア産ダイヤモンドの輸入禁止措置とあわせて、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの排除及び適切な取引に向け、輸入事業者における社内確認体制の構築や取得・保管する証明書類など、輸入事業者が取り組むべき対応を「指針」としてとりまとめ、4月中旬に公表予定です。輸入事業者におかれては、非ロシア産ダイヤモンドの円滑な輸入手続きの観点から、「指針」に基づいた適切な御対応をお願いいたします。

注意点・補足点（2/2）

今回の措置につきまして、既契約についての経過措置や個人的使用に供せられる輸入等に関する注意点がございますので、輸入を行う際にはご確認ください。

（ダイヤモンド原石にかかる通関時確認制度と重複して該当する場合の取扱い）

- ロシアを原産地とするダイヤモンド原石（1個あたりの重量が1カラット以上のもの）を輸入しようとする場合は、キンバリー・プロセス証明書が税関に提出された場合であっても、特例措置の適用が認められる場合を除き、輸入承認対象（輸入禁止）となります。

ロシアを原産地とするダイヤモンド原石（1個あたりの重量が1カラット未満のもの）を輸入しようとする場合は、前ページの手続きによる確認書の交付後に、輸入申告を行ってください。

※本措置の対象外となる特例の適用範囲について

キンバリー・プロセス証明書制度の対象品目（関税率表番号：7102.10及び7102.31）と、それ以外の品目（関税率表番号：7102.39）では特例の適用範囲が異なりますのでご注意ください。

（少額特例の適用除外）

- 本措置について、少額特例は適用されません。金額にかかわらず輸入禁止となりますのでご注意ください。

（無償で輸出するために無償で輸入する貨物） ※関税率表番号7102.39のみ

- 本邦から輸出した貨物であって、本邦で修理した後に無償で再輸出するために無償で輸入する貨物については、本措置の対象外となります。

（個人使用） ※関税率表番号7102.39のみ

- 個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物については、本措置の対象外となります。

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出入に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先

bzl-russia-seisai@meti.go.jp

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先

bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp

・ロシア原産非工業ダイヤモンドの輸入の際の確認書に関するご相談

⇒製造産業局 生活製品課

お問い合わせメール宛先

bzl-diamonds@meti.go.jp